

## 三重県公共工事積算内訳事後公表実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する公共工事の透明性、客観性の向上を図ることで、開かれた県政を一層推進し県民の公共工事に対する理解と信頼を深めるために、積算内訳の事後公表について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「公共工事」とは、三重県が発注する建設工事等をいう。

2 この要領において「積算内訳」とは、公共工事を競争入札に付するとき定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。金額は、消費税および地方消費税相当額を除いたものとする。

3 この要領において「事後公表」とは、積算内訳を契約の締結後、閲覧の方法で県民に公表することをいう。

4 この要領において「工事工種体系」とは、公共工事を発注するにあたり、契約図書の一部となる当該工事の施工内容や施工項目ごとの契約数量を示す工事数量総括表について、階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法、用語名称や数量単位などの表示方法を、工種ごとに標準化・規格化したものをいう。

### (事後公表の対象工事)

第3条 積算内訳を事後公表する対象工事は、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第2条に規定する建設工事（測量、調査、設計及び製造は除く）で、三重県が発注する工事設計金額が250万円以上の全ての当初契約工事をいう。

### (事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。

2 積算内訳書は、表紙と積算内訳から構成し次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

- ア 工事名称
- イ 工事場所
- ウ 工事内容（主工事、工期、工事概要）

(2) 積算内訳に記載する内容

ア 工事区分、工種および種別については、工事工種体系のレベル1から3に準じるものの名称、単位、数量および金額を記載する。

イ 共通仮設費、現場管理費および一般管理費などについては、単位、数量およ

び金額等を記載する。

3 前2項によりがたい場合は、各発注機関において別に定めることができるものとする。

(事後公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 事後公表の期間は、当該契約年度および翌年度とする。

(閲覧の場所)

第7条 積算内訳書を事後公表する場所は、入札を執行する三重県の入札事務担当部署(以下「事業課(部)」という。)とする。

(積算内訳書の閲覧日時)

第8条 積算内訳書を閲覧できる日は、三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分(ただし、正午から午後1時までを除く。)までとする。

3 前2項の規定にかかわらず事業課(部)長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設けまたは閲覧時間を短縮することができるものとする。

(閲覧の条件)

第9条 積算内訳書は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 積算内訳書を汚損または毀損してはならない。

3 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じない。

5 前4項によりがたい場合は、三重県情報公開条例の規定を遵守する。

(閲覧の手続き)

第10条 閲覧しようとする者は、備付けの閲覧カード(様式第1号)に必要事項を記入して閲覧するものとする。

2 閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附則

1 この要領は、平成11年11月1日以降に契約を締結したものについて施行する。

## 資料

### 工事工種体系・階層レベルでの公表の範囲

工事工種体系は、工事目的物の明確化や積算業務の合理化を目的として、積算内容を発注者、受注者にとってわかりやすいものにすると共に、契約に関する図書類を一貫した統一のとれた形態とすることなどを目指すものである。

レベル0・・・事業区分（予算制度上および事業執行上の区分）

例）河川改修、道路新設・改築、土地改良、治山、建築

#### （公表の範囲）

レベル1・・・工事区分（工事発注ロット、工事名称）

例）築堤・護岸、道路改良、ほ場整備、森林整備、電気設備

レベル2・・・工種区分（一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称）

例）法面工、地盤改良工、整地工、植栽工、電灯設備工

レベル3・・・種別区分（レベル2とレベル4をつなぎ体系全体の見通しを良くする区分）

例）掘削工、場所打杭工、暗渠排水工、植付工、配線工

（以降は公表しない）

レベル4・・・細別区分（工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物であって、材料等の価格算出の基本）

例）軟岩掘削、生コンクリート、鉄筋、塩び管、ツツジ、電線

レベル5・・・規格区分（材料等の規格・材質）

例）24-8-25、SD295A 13mm、VU 150mm

レベル6・・・積算要素（積算上の最小構成単位の歩掛項目等）

- 備考）1．レベル1～3の情報は公表すべき情報として設定される。なお、レベルの判断が困難な場合は、レベル2に近い方を選択するものとする。
- 2．ここでは、全ての工種を網羅しているものではなく、あくまで事後公表レベルの判断基準を示したものであるため、客観的に公表レベルに差異が生じないように注意しなければならない。
- 3．諸経費の計算式は公表の対象となるが、この限りではない。
- 4．設計積算内訳情報には、著作権を有する情報、国等協力関係情報、意思形成過程情報、行政運営情報、法令秘情報など非開示とすべき情報（三重県情報公開条例解釈運用基準参照）が含まれることを考慮する必要がある。